

## 「令和 5 年度 IP 電話リース」受託候補者選定に係る実施要領

### 1. 件名

令和 5 年度 IP 電話リース

### 2. 業務内容

- ・クラウド PBX、音声ゲートウェイ、固定電話機の調達
- ・スマートフォンの内線化

### 3. 調達の期間及びリース期間

調達及び構築 契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで  
リース期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 4. 履行場所

横手市条里一丁目 1 番 1 号 条里北庁舎 4 階 情報政策課

### 5. 契約上限額（消費税相当額を含む）

- ・機器の調達、構築、機器設置等の含め 5 年間のリース料として「59,100 千円（税込）」を上限とする。なお、リース満了後は電話機については市に無償譲渡すること。
- ・リース開始に発生する利用料として「年額 14,780 千円（税込）」を上限として別途契約とする。

### 6. プロポーザルを実施する理由

当市の IP 電話システムは仮想化基盤上にオンプレミスで構築した CUCM(Cisco Unified Communications Manager)を利用しているが、令和 6 年度に現行バージョンのサポートが終了するため、バージョンアップさせなければ安定稼働はできない。また、ライセンス形態が変更となり導入当初よりもランニングコストが増大しているほか、固定電話機の故障も多くなり予備機が足りず、電話システムの更新が急務である。

一方で、災害時の BCP 対策やテレワークなど新たな働き方に対応した電話のニーズも高まっていることから、クラウド PBX を導入し、固定電話機を調達することを目的として当市にとって最適な提案を受けることにより、運用面、機能面の改善を図るものである。

### 7. 参加資格者の条件

#### (1) 参加者の基本要件

- ① 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。
- ② 関係法令の規定による営業又は業務停止の処分を現に受けている者でないこと。
- ③ 市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- ⑥ 申請日現在において、申請する本社又は営業所等で引き続き 1 年以上営業しているこ

と。

⑦ 申請書に虚偽の記載又は重要な事実及び事項に関し記載漏れがないこと。

(2) 参加資格の有無、業種

横手市入札参加資格者名簿（物品・役務）の「ネットワーク機器」に記載されていること。

(3) 同種又は類似業務の実績、経験等

① 直近5年以内にクラウドPBXの構築を元請として受注した実績があること。

② 直近5年以内に地方公共団体の電話システムの構築または運用保守業務を元請として受注した実績があること。

8. スケジュール

公表	令和5年6月28日
参加意向申出書の提出期限	令和5年7月12日
提出要請書の送付	令和5年7月20日
質問受付締切期限	令和5年7月31日
質問回答	令和5年8月2日
提案書の提出期限	令和5年8月9日
評価委員会の開催	令和5年8月25日

9. 参加手続

①参加意向申出書の提出期限

ア 提出期限 令和5年7月12日（水曜日）午後5時00分まで（必着）  
※参加資格を有することを証明する資料を添付すること。

イ 提出先 〒013-8601  
秋田県横手市条里一丁目1番1号 条里北庁舎4階  
横手市総務企画部情報政策課  
E-mail : densan@city.yokote.lg.jp

ウ 提出方法 郵送または持参

②提案資格確認結果の通知

ア 通知日 令和5年7月20日（木曜日）までに行う

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

③質問書の提出期限

ア 提出先 総務企画部情報政策課

イ 提出期限 令和5年7月31日（月曜日）午後5時00分まで（必着）

ウ 提出方法 電子メールにて提出

エ 回答日及び方法 令和5年8月2日（水曜日）までに市ウェブサイトに掲載する。

## 10. 評価委員

(1) 名称 令和5年度IP電話リースにかかるプロポーザル評価委員会

(2) 委員

- ・総務企画部 部長
- ・情報政策課 課長
- ・情報政策課 情報政策係長
- ・総務課 課長
- ・総務課 総務統計係長

## 11. 評価、評価方法

(1) 提案書の内容

- ①業務実施体制
- ②業務実績
- ③業務の実施方針
- ④業務に関する具体的な提案
- ⑤その他当該業務に必要と認めた事項

(2) 提案書の提出

- ①提出部数 6部
- ②提出先 〒013-8601  
秋田県横手市条里一丁目1番1号 条里北庁舎4階  
横手市総務企画部情報政策課  
E-mail: densan@city.yokote.lg.jp
- ③提出期限 令和5年8月9日(水曜日)午後5時00分まで(必着)
- ④提出方法 持参又は郵送  
併せて、電子データを上記のメールアドレスへ送信すること

(3) 評価事項

- ①業務実績等
- ②業務実施方針の妥当性、実現性等
- ③提案内容の妥当性、実現性等
- ④①から③までに掲げるもののほか、当該業務に対する意欲等

(4) 提案内容に係るヒアリング

- ①実施日時 令和5年8月25日(金曜日)
- ②実施場所 〒013-8601  
横手市条里一丁目1番1号 条里北庁舎3階 災害対策本部
- ③その他 時間等詳細については、別途通知

## 1 2. 評価基準、配点

### ①基本的評価事項

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価の 換算式	評価点
1. 会社概要					
1-1. 会社概要	資本金、従業員数、支店、取得している認証（ISO9001、ISMS）等	10			
1-2. 導入実績	過去5年間におけるクラウドPBXの導入実績	10			
2. 事業推進					
2-1. 事業推進の基本的考え方	本事業に取り組むにあたっての基本的な考え方	10			
2-2. 実施体制	本事業を実施するうえでの実施体制	10			
	アサインされる有資格者の実績	10			
2-3. 実施計画	本事業を進めるにあたっての実施計画	10			
3. システム構築にかかる要件					
3-1. ネットワーク	ネットワーク	10			
3-2. 機能	クラウドPBX	20			
	固定電話機	10			
	スマートフォン用アプリケーション	10			
3-3. 移行	移行スケジュール	10			
3-4. 運用保守	保守体制	20			
4. その他					
4-1. 優位性等	本事業を進めるにあたり、導入業者の優位性やアピール点	20			
5. 自由提案					
5-1. 自由提案	自由提案	20			
6. ヒアリング					
6-1. 取組意欲	取組意欲	10			
6-2. 理解度・専門技術力	理解度・専門技術力	10			
7. 費用対効果					
7-1. 費用対効果	導入・運用費用に対する効果	50			
評点の合計					

#### 備考

- 各評価項目について、A～Fの6段階評価を行うことを標準とする。
- 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点、F=0点とする。

例えば、配点10点の項目の場合

評価がAであれば、評価点は  $10 \times 5 / 5 = 10$  点

評価がBであれば、評価点は  $10 \times 4 / 5 = 8$  点  
評価がCであれば、評価点は  $10 \times 3 / 5 = 6$  点  
評価がDであれば、評価点は  $10 \times 2 / 5 = 4$  点  
評価がEであれば、評価点は  $10 \times 1 / 5 = 2$  点  
評価がFであれば、評価点は  $10 \times 0 / 5 = 0$  点

3. F評価があるものは、原則として選定しない。

②評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					
		A	B	C	D	E	F
1. 会社概要	資本金、従業員数、支店、取得している認証（ISO9001、ISMS）等	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	過去5年間のクラウドPBXの導入実績	自治体への導入実績が2件以上ある。	—	自治体への導入実績がある。	—	自治体への導入実績はないが、民間事業者への導入実績がある。	導入実績がない
2. 事業推進	本事業に取り組むにあたっての基本的な考え方	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	本事業を実施するうえでの実施体制	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	アサインされる有資格者の実績	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	本事業を進めるにあたっての実施計画	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
3. システム構築にかかる要件	ネットワーク	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	クラウドPBX	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	固定電話機	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	スマートフォン用アプリケーション	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない

	移行スケジュール	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	保守体制	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
4. その他	優位性等	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
5. 自由提案	自由提案	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
6. ヒアリング	取組意欲	極めて十分である	十分である	やや十分である	やや不足している	不足している	極めて妥当ではない
	理解度・専門技術力	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
8. 費用対効果	費用対効果	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない

### 1 3. 失格事由

- ①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②提案書作成に指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- ③提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥このプロポーザルに関し、評価委員等との接触があった者
- ⑦ヒアリングに出席しなかった者

### 1 4. 提案者が1者又はない場合の取扱い

- ①提案者が1者の場合でも、このプロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点(150点)以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ②提案者がない場合には、このプロポーザルを中止するものとする。

### 1 5. 選定・非選定結果の通知方法等

- ① 通知日 令和5年9月1日(金曜日) までに行う
- ② その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

### 1 6. 選定結果の公表方法等

- ①選定結果の公表  
契約締結後、契約結果の公表と併せて行うこととし、市のホームページ上に掲載するほか、他の方法でも行うことができる。
- ②提案に関する機密の保持  
提案された資料の内容については、他者に知られることのないように取り扱う。ただし、事前に提案書を公表する場合があることについて明示している場合は、この限りでない。
- ③情報公開の対応  
開示請求があった場合には、個人情報や業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、公開となる。